

出資に関する記載

< 国際金融等業務 >

出資業務の概要

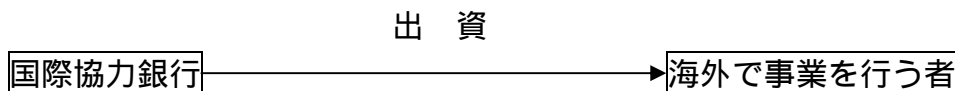
海外で事業を行う者に対して、当該事業に必要な資金を出資すること等。

当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第 23 条第 1 項

国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次のうち我が国の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序の安定に寄与するためのもの(以下「国際金融等業務」という。)を行う。

七 海外で事業を行う者(専ら海外投資を目的とする我が国の法人等で当該事業を行う者に対し出資するものを含む。)に対して当該事業に必要な資金を出資し、又は当該出資を受けた者がその行う事業に必要な長期資金を借り入れる場合(我が国の法人等から借り入れる場合を除く。)において、当該長期資金に係る債務を保証し、若しくは当該長期資金に係る債務を保証した者(我が国の法人等を除く。)に対してその保証債務を保証すること。



出資先(出資比率が 100 分の 20 以上のもの)の名称及び事業内容等

該当無し

< 海外経済協力業務 >

出資業務の概要

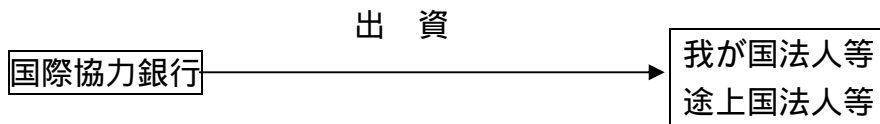
我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を出資すること等。

当該出資業務の出資の目的及び根拠法の規定

国際協力銀行法第 23 条第 2 項

2 国際協力銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務（第一号及び第二号に規定する業務は、資金の供与の条件が開発途上地域にとって重い負担にならないよう金利、償還期間等について緩やかな条件が付されているものに限る。以下「海外経済協力業務」という。）を行う。

二 我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の実施に必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること。



出資先（出資比率が 100 分の 20 以上のもの）の名称及び事業内容等

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額 (円)	当初 出資年月	出資比率 (%)
日本ウジミナス(株)	ミナソウ・シエライス州における製鉄事業(年産 480 万ト)	製鉄事業の事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	11,550,400,000	1967 年 4 月	38.4
日本アサハンアルミニウム(株)	北スラ州におけるアハ川の水力資源を活用した発電事業及びその電力によるアルミ製錬(年産 22 万 5 千ト)	アルミニウム製錬事業の事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	49,992,500,000	1975 年 12 月	50.0
日本シンガポール石油化学(株)	ジャバ島におけるエフ等石油化学製品の製造(エフ年産 100 万ト等)	石油化学製品事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	4,775,400,000	1977 年 8 月	20.0
日本アマゾンアルミニウム(株)	アマゾン地域におけるアルミ生産(年産 160 万ト)及びアルミ製錬(年産 40 万ト)	アルミ及びアルミ製錬事業資金	本行法第 1 条及び第 23 条第 2 項第 2 号	25,760,000,000	1978 年 8 月	44.9

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額 (円)	当初 出資年月	出資比率 (%)
日本・サウジアラビア メタノール(株)	アルジュール工業地帯にお けるメタノールの製造(年産 300 万ト)	メタノール製造事業 資金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	1,386,000,000	1979 年 12 月	30.0
サウディ石油化学(株)	アルジュール工業地帯にお けるエチレンリコール等石油化学 製品の製造(ポリエチレン 年産 75 万ト、エチレンゲ リコール年産 135 万ト)	エチレンリコール等 石油化学製品の 製造事業資金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	25,335,000,000	1981 年 6 月	44.6
(株)日本国際協力機構 (注)	民間レベルでの経済協力を 推進するため、開発途上国 の産業振興に貢献するプロ ジェクトに対する先導的投融 資及びプロジェクトの発掘・形 成を行う	途上国の産業振 興に貢献する事 業への投融資資 金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	6,300,000,000	1989 年 3 月	38.5
カフコジャパン投資 (株)	フタトン市における尿素(年 産 57 万ト)及びアンモニア(年 産 50 万ト)の製造	尿素及びアンモ ニア製造事業資 金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	2,330,300,000	1990 年 7 月	46.4
大連工業団地投資(株)	大連市経済技術開発区に おいて、工業団地(217ha) の造成・分譲・管理を行う	工業団地造成資 金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	650,000,000	1992 年 10 月	40.6
メキシコ環境基金	メキシコにおいて、民間による 小規模の環境関連事業の 育成を支援するため、投資 組合方式で同事業創業の ための資金を出資によっ て支援するもの	環境関連事業へ の投融資事業資 金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	805,033,757	1993 年 9 月	28.6
ハブ・パワー・ジャパン (株)	カチ近郊に 1,292MW の石油 火力発電所を民活ベースで 建設・運営する事業	石油火力発電所 の建設・運営事 業資金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	450,000,000	1994 年 10 月	50.0
スマトラパルプ(株)	南スマトラ・ヒリピン地区にお いて、アカアの植林木を原料 とするパルプ工場を建設、 年間 45 万トのパルプを生 産する	パルプ生産事業 資金	本行法第 1 条及 び第 23 条第 2 項第 2 号	5,701,600,000	1995 年 4 月	42.7

名称	事業内容	出資目的	出資根拠	出資累計額 (円)	当初 出資年月	出資比率 (%)
上海環球金融中心投資 (株)	上海市浦東新区において 金融センターの建設・運営 を行うもの	金融センターの 建設運営事業資 金	本行法第1条及 び第23条第2 項第2号	2,670,000,000	1995年7月	21.6
地方企業育成基金	インド地方中堅企業の育 成を支援するため、IF C, ADB等と合同で信託 基金を設立し、投資を行な うもの	地方企業育成基 金の設立資金	本行法第1条及 び第23条第2 項第2号	773,125,000	1996年4月	22.7
タリガ・リファイト	外国の中小・中堅企業の再 建・育成を促進しようとし るもの	中小・中堅企業の 再建・育成資金	本行法第1条及 び第23条第2 項第2号	379,603,044	2001年7月	25.0
国際連合大学信託基金	国際連合大学に設けられ る信託基金を通じて、開発 途上国から日本への私費 留学生に対する支援を行 うもの	開発途上国から 日本への私費留 学生に対する貸 与資金原資	本行法第1条及 び第23条第2 項第2号	14,710,000	2003年8月	100.0

(注) (株)日本国際協力機構は、2002年3月20日の臨時株主総会にて解散が決議され、現在清算手続中。